

## 配偶者からの暴力に関する社会の動向から導き出された現状と課題

配偶者からの暴力対策を推進するためには、社会の動向に留意することが重要です。ここでは、男女共同参画白書からみた配偶者からの暴力の実態や配偶者からの暴力防止に関する法整備を中心に、市として取り組むべき課題を整理しました。

### 1 男女共同参画白書からみた配偶者からの暴力の現状

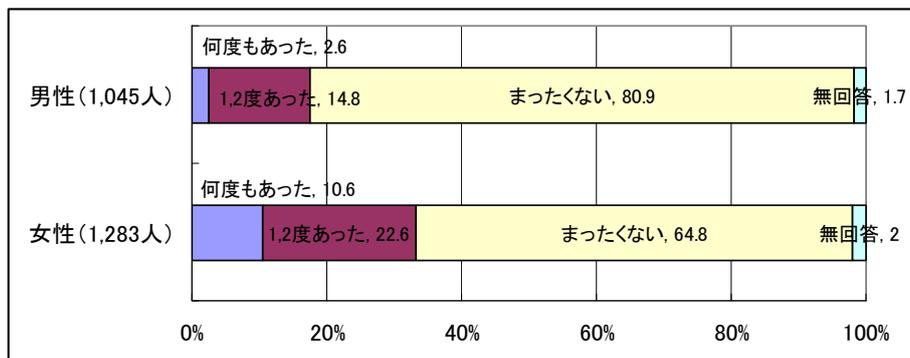
- ・ 内閣府が平成 17 年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、これまでに配偶者から、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを 1 つでも受けたことが「何度もあった」と回答した人の割合は、女性 10.6%、男性 2.6% となっています。
- ・ 警察庁の統計によると、平成 19 年中に検挙した配偶者（内縁を含む）間における殺人、傷害、暴行は 2,471 件で、そのうち 90.3%にあたる 2,232 件は女性が被害者となっています。
- ・ 内閣府が配偶者からの暴力を受けた被害者を対象に行った「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」（平成 19 年公表）によると、配偶者等から暴力を受けた被害者は、相手と離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金がない」（54.9%）「自分の体調や気持ちが回復していない」（52.9%）「住所を知られないようにするため住民票を映せない」（52.6%）など、複数の様々な困難を抱えている状況にあります。

### 課題

配偶者間における暴力の被害者の多くは女性であり、被害者の多くが、相手から離れて生活するにあたり、経済的、精神的な不安や各種行政手続きに関する不安など様々な困難を抱えていることが明らかになっています。このようなことから、被害者に対する総合的な支援が必要であるといえます。

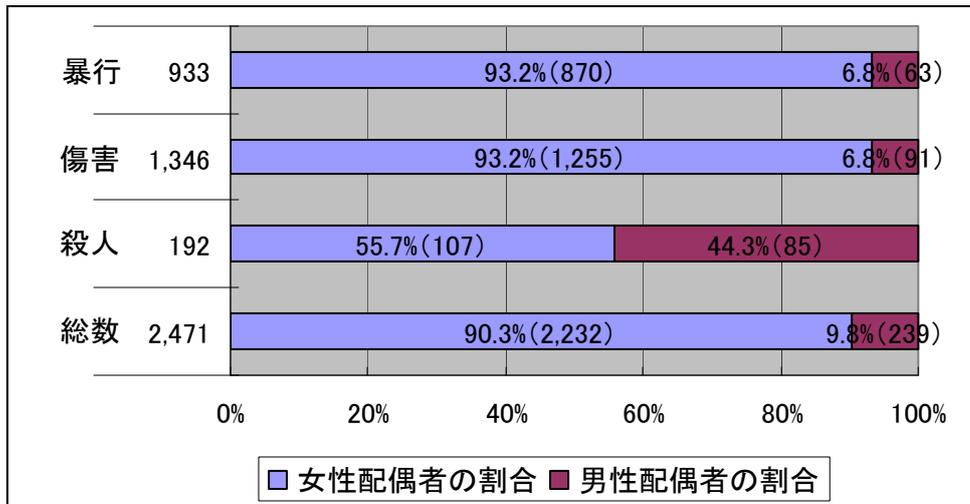
### 配偶者からの被害経験<sup>1</sup>

（「身体的暴力」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある。）

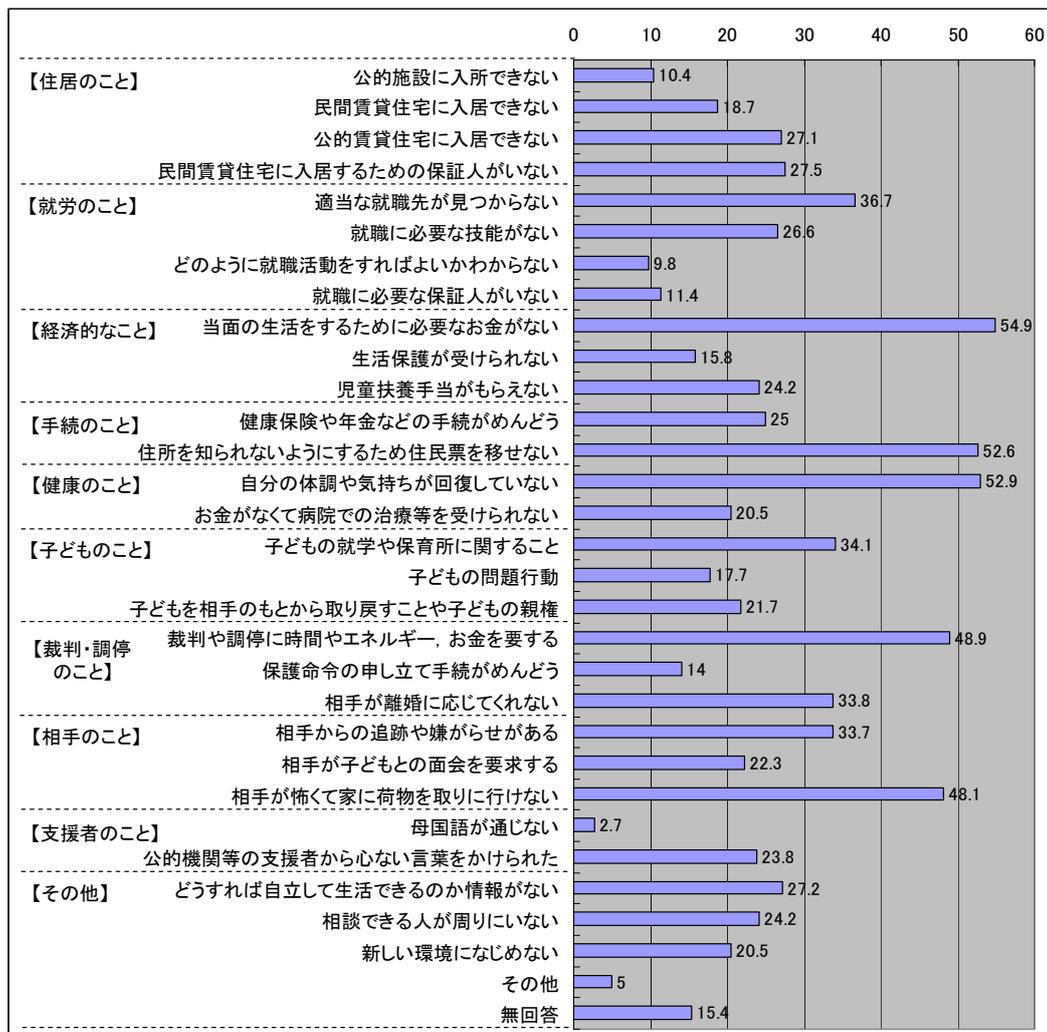


<sup>1</sup> 「男女間における暴力に関する調査」、内閣府、平成 17 年

配偶者間における犯罪(暴行, 傷害, 殺人)の被害者(検挙件数の割合)<sup>2</sup>



離れて生活を始めるに当たっての困難<sup>3</sup>



<sup>2</sup> 出典)「男女共同参画白書」, 平成 20 年版, 内閣府, 96 頁。

<sup>3</sup> 出典)「配偶者からの暴力の被害者の自立支援徒宇都宮市に関する調査」, 平成 19 年, 内閣府

## 2 国・県における法整備と取組

### (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定と改正

国においては、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV 防止法」という。)が制定されました。その後、同法は 2 度に渡り改正されました。

平成 16 年の法改正においては、国及び地方公共団体の責務として、自立支援を含む被害者の保護が明示されました。

また、平成 19 年の法改正においては、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務になるとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者の緊急時の安全確保が明示されました。

### (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」

国においては、平成 19 年の DV 防止法の改正に伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が施行されました。

この基本方針では、市町村基本計画における留意事項として、国の基本方針に即し、かつ都道府県の基本計画を勘案しながら、身近な行政主体としての施策の推進や生活保護や母子寡婦福祉施策など既存の福祉施策等の十分な活用を挙げています。

また、市町村の配偶者暴力相談支援センターの役割として、一時保護後の地域での生活を始めた被害者に対する継続的な支援を行うことが求められています。

さらに、当該市町村の住民以外から相談が寄せられた場合にも円滑な支援ができるよう、対応についてあらかじめ近隣市町及び県の支援センターと検討していくことが求められています。

### (3) 栃木県における DV 対策の取組

県においては、平成 17 年に策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、県民に対する啓発や婦人相談所・とちぎ男女共同参画推進センターの 2 つの配偶者暴力相談支援センターによる相談支援の充実、婦人相談所を中心とした一時保護体制の充実などに取り組んでいます。

また、被害者の自立支援に係る諸制度が有効に機能することなど市町村における相談窓口の充実に向けた支援や市町村等関係機関との連携を示しています。

さらに、DV 対策の推進体制整備の一環として、DV 被害者等女性の相談・保護・自立支援を総合的に支援していくための施設整備を進めています。

## 課題

被害者にとって最も身近な窓口である市町村において、福祉部門などの関連部門と連携しながら、生活の自立に向けた継続的な支援を行う必要があります。

また、一時保護を行う婦人相談所などの関係機関と連携をとりながら、本市配偶者暴力相談支援センターにおいても、被害者の緊急時における安全確保を行う必要があります。

## 改正DV防止法の特徴

改正	法改正の特徴
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 婚姻関係（事実婚含む）にある間柄の暴力だけではなく、婚離婚後（事実婚状態の解消後）に暴力を受ける場合も対象</li><li>・ 身体的暴力に加えて、精神的暴力等も対象など</li><li>・ 国及び地方公共団体の責務に、被害者の自立支援を含む被害者の保護を明記</li></ul>
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市町村基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化</li><li>・ 保護命令申し立て対象の拡大</li><li>・ 配偶者暴力相談支援センター業務における被害者の緊急時の安全確保の明記など</li></ul>